

11月は児童虐待防止推進月間

『189(いちはやく)「だれか」じゃなくて「あなた」から』

令和3年度「児童虐待防止推進月間」標語

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

令和2年度の市内の虐待相談の件数は、令和元年度より12件減少しました。コロナ禍で小中学校が休業となり学校からの通報が減少した影響と考えられます。

一方、休校中の5月に「子どもを叩いた」「暴言・泣き声が聞こえる」という通報もあり、地域の方々や保護者の虐待への関心の高まりがうかがえます。

虐待は特別な人だけが行うものではありません。「カットとなってやった」といった言葉を耳にするように、誰でも行ってしまいうりすくがあります。そうなる前に、ほんの少しのことで相談できる電話窓口があります。24時間365日利用可能(無料)です。

虐待と思われる子どもを見つけた時

▶すぐに児童相談所虐待対応ダイヤル(☎189)

自身が虐待をしてしまったと悩んでいる時

▶児童相談所相談専用ダイヤル(☎0120-189-783)

※通告・相談は匿名で行うことができ、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます

問・相 子育て支援課(内線184)または東濃子ども相談センター(☎21111)

● 児童虐待とは

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、家の外に閉め出すなど

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せるなど

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気でも病院に連れて行かないなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など

12月3日から9日は「障害者週間」です

～障がいのある人とない人が

お互いに尊重し支え合う

「共生社会」の実現を目指して～

障がいのある人が自立し地域で暮らしていくためには、自分に合った働き方ができ、社会の一員として生活できることが大切です。

皆さんは、就労支援事業所をご存じでしょうか。就労支援事業所は、身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・難病などの障害があるため、一般企業で働くことに不安があっても、その人の適正・能力に応じてサポートするところです。就労支援事業所には「一般就労する前に一度トレーニングを受けたい」「自分の能力にあった仕事をしたい」などさまざまな希望に応じたサービスがあります。

障がいのある人も、ない人も、お互いに交流を深め、理解しながら支え合っていく社会の実現を目指すため、市内にある就労支援事業所を知ってもらう展示・販売会を行います。

皆さんの来場をお待ちしています。

問 福祉課(内線218)

身近に感じる就労支援事業所展

～就労支援事業所ってどんなところ?～



期日 12月1日(水)～3日(金)

時間 午前10時～午後3時

場所 市役所1階 多目的ホール